

国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程

(平成16年4月1日制定)

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 役員 (第2条-第5条)
- 第3章 副学長 (第6条)
- 第4章 学長特別補佐 (第7条)
- 第5章 商学部長, 学科長及び学科主任 (第8条, 第9条)
- 第6章 大学院商学研究科長及び専攻長 (第10条, 第11条)
- 第7章 経営協議会 (第12条)
- 第8章 教育研究評議会 (第13条)
- 第9章 学部教授会 (第14条)
- 第10章 学部昇任教授会 (第15条)
- 第11章 専攻教授会 (第16条)
- 第12章 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会 (第17条)
- 第13章 学部・大学院合同教授会 (第18条)
- 第14章 学部・大学院合同昇任教授会 (第19条)
- 第15章 大学改革推進室 (第20条)
- 第16章 経営監査室 (第21条)
- 第17章 事務 (第22条)
- 第18章 雑則 (第23条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、国立大学法人小樽商科大学(以下「本学」という。)の組織・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 役員

(役員)

第2条 本学に、役員としてその長である学長及び監事2名を置く。

2 本学に、役員として、次の各号に掲げる理事を置く。

- (1) 理事(総務・財務担当副学長兼務) 1名
- (2) 理事(教育担当副学長兼務) 1名
- (3) 理事(非常勤) 1名

3 前項第1号に規定する理事は、附属図書館長を兼務する。

(役員の仕事及び権限)

第3条 学長は、学校教育法第92条第3項の規定に基づき、本学の校務をつかさどり、本

学の所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、前項に定めるもののほか、事務を分担して掌理する。
- 4 前項に規定する事務は、別に定める。
- 5 監事は、非常勤2名とし、業務監査及び会計監査を行う。

(学長選考会議)

第4条 法人法第12条第2項に定める学長選考会議の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第12条第2項第5号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者 3名

(2) 第13条第2項第5号から第15号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者 3名

(理事の任命・任期)

第5条 学長は、学部・大学院合同教授会の議を経て、理事を任命する。

- 2 理事の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、学長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 学長は、理事を任命したときは、第12条に規定する経営協議会及び第13条に規定する教育研究評議会に報告する。

第3章 副学長

(副学長)

第6条 本学に、副学長3名を置く。

- 2 本学の常勤の理事2名は、副学長を兼務する。
- 3 副学長は、学長が任命する。
- 4 学校教育法第92条第4項の規定に基づき、副学長は、学長を助け、命を受けて本学の校務をつかさどる。
- 5 理事でない副学長は、学長が定める事項を処理する。
- 6 副学長の任期は、学長が定める。ただし、任命する学長の任期の終期を超えることはできない。
- 7 学長は、副学長を選任したときは、第18条に規定する学部・大学院合同教授会に報告する。

第4章 学長特別補佐

(学長特別補佐)

第7条 本学に、学長が必要と認める場合は、学長特別補佐を置く。

- 2 学長特別補佐は、学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐する。
- 3 学長特別補佐は、本学専任の教員のうちから学長が選任する。
- 4 学長特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、選任する学長の任期を超えることはできない。
- 5 学長は、学長特別補佐を選任したときは、第18条に規定する学部・大学院合同教授会に報告する。

第5章 商学部長、学科長及び学科主任
(商学部長)

第8条 商学部に、商学部長を置く。

- 2 商学部長は、教育担当副学長をもって充てる。
- 3 商学部長は、商学部において、次に掲げる事項を掌理する。
 - (1) 会議を主宰すること
 - (2) 教育研究に関すること
 - (3) 運営に関すること(学科長及び学科主任)

第9条 商学部の経済学科、商学科、企業法学科及び社会情報学科に学科長を、一般教育系に学科主任を置く。

- 2 学科長及び学科主任は、商学部の経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科及び一般教育系（以下「学科等」という。）において、次に掲げる事項を掌理する。
 - (1) 会議を主宰すること
 - (2) 教育研究に関すること
 - (3) 運営に関すること
- 3 学長は、学科等に所属する教授のうちから、第13条に定める教育研究評議会及び第14条に定める学部教授会の議を経て、学科長及び学科主任を選任する。
- 4 学科長及び学科主任の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 学科長及び学科主任に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 大学院商学研究科長及び専攻長
(大学院商学研究科長)

第10条 大学院商学研究科に、大学院商学研究科長を置く。

- 2 大学院商学研究科長は、総務・財務担当副学長をもって充てる。
- 3 大学院商学研究科長は、大学院商学研究科において、次に掲げる事項を掌理する。
 - (1) 会議を主宰すること
 - (2) 教育研究に関すること
 - (3) 運営に関すること(専攻長)

第11条 大学院学則第4条に規定する各専攻に、次の専攻長を置く。

現代商学専攻長

アントレプレナーシップ専攻長

- 2 専攻長は、各専攻において、次に掲げる事項を掌理する。
 - (1) 会議を主宰すること
 - (2) 教育研究に関すること
 - (3) 運営に関すること
- 3 学長は、各専攻に所属する教授のうちから、第13条に定める教育研究評議会及び第16条に定める各専攻教授会の議を経て、各専攻長を選任する。
- 4 現代商学専攻長の任期は、2年とし、アントレプレナーシップ専攻長の任期は、3年とする。

- 5 各専攻長に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 各専攻長に事故あるときは、当該専攻長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代行する。

第7章 経営協議会 (経営協議会)

第12条 本学に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
 - (3) 理事（教育担当副学長兼務）
 - (4) 学長が指名する職員 2名
 - (5) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 6名
- 3 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
 - (3) 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) その他本学の経営に関する重要事項
- 4 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、経営協議会を主宰する。
- 6 第2項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。
- 7 前項の委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 経営協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 経営協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第8章 教育研究評議会 (教育研究評議会)

第13条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
 - (3) 理事（教育担当副学長兼務）
 - (4) 副学長

- (5) 保健管理センター所長
 - (6) 言語センター長
 - (7) 情報総合センター長
 - (8) グローカル戦略推進センター教育支援部門長
 - (9) グローカル戦略推進センターグローバル教育部門長
 - (10) グローカル戦略推進センター産学官連携推進部門長
 - (11) 国際連携本部長
 - (12) 学科長及び学科主任
 - (13) 現代商学専攻長
 - (14) アントレプレナーシップ専攻長
 - (15) アントレプレナーシップ専攻教授会の議を経て学長が選任したアントレプレナーシップ専攻に所属する教員 1名
 - (16) 学部教授会の議を経て学長が選任した各学科等及び言語センターに所属する教員 6名
- 3 前項第13号及び第14号の評議員の任期は、2年とする。
 - 4 前項の評議員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 将来構想に関する事項
 - (2) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する部分を除く。）
 - (3) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
 - (4) 学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は廃止に関する事項
 - (5) 教員人事に関する事項
 - ア 教員人事の計画・方針
 - イ 採用及び昇任人事
 - ウ 休職、免職、懲戒、服務
 - エ 名誉教授の称号授与
 - オ 割愛
 - (6) 教育課程の編成に関する方針に関する事項
 - (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助の方針に関する事項
 - (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ア 外部評価
 - イ 自己点検評価
 - ウ 第三者評価
 - (10) 大学間交流の方針、大学間交流協定の締結
 - (11) 第2項第5号から第9号に掲げる長、専攻長、学科長及び学科主任の選任
 - (12) 各種委員会の設置、廃止

- (13) その他教育研究に関する重要事項
- 6 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
 - 7 議長は、教育研究評議会を主宰する。
 - 8 教育研究評議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 9 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 10 教育研究評議会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第9章 学部教授会

(学部教授会)

第14条 学校教育法第93条第1項の規定に基づき、商学部の教育研究に関する事項を審議するために、学部教授会を置く。

- 2 学部教授会は、副学長、言語センター、保健管理センター、アドミッションセンター、グローバル戦略推進センター及び商学部の専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
- 3 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 教育課程の編成
 - (4) 商学部及び言語センターの専任教員の採用人事に関する教育研究業績の審査
 - (5) 教育研究組織の再編
- 4 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 学科長及び学科主任の選任
 - (2) 商学部に係わる学則、規則の制定又は改廃
 - (3) 学生の懲戒及び除籍
 - (4) 小樽商科大学学生の派遣留学に関する規程（以下、「派遣留学規程」という。）に基づく学生の派遣
 - (5) その他商学部の教育研究に関する事項
- 5 学部教授会は、商学部長がこれを招集しその議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。
- 6 前項の場合において、商学部長が召集できないときは、総務・財務担当副学長がその職務を代理する。
- 7 学部教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 学部教授会の議事は、出席者の過半数の可をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 教員の採用人事に関する教育研究業績の審査についての議事は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の可をもって決する。
- 10 学部教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第10章 学部昇任教授会

(学部昇任教授会)

第15条 学校教育法第93条第1項に基づき、商学部及び言語センターの専任教員の昇任人事について審議するため、学部昇任教授会を置く。

2 学部昇任教授会は、副学長、言語センター、保健管理センター、アドミッションセンター、グローバル戦略推進センター及び商学部の専任の教員のうち、教授昇任にあつては副学長及び教授をもって、准教授昇任にあつては副学長、教授及び准教授をもって構成する。

3 学部昇任教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 商学部及び言語センターの専任教員の昇任人事に関する教育研究業績の審査

4 学部昇任教授会は、商学部長がこれを招集しその議長となる。

5 学部昇任教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 学部昇任教授会の議事は、出席者の過半数の可をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 学部昇任教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 専攻教授会

(専攻教授会)

第16条 学校教育法第93条第1項の規定に基づき、大学院商学研究科における教育研究に関する事項を審議するために、現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻に、それぞれ専攻教授会を置く。

2 現代商学専攻教授会は、当該専攻を担当する専任の教授、准教授及び講師並びに副学長をもって構成する。

3 アントレプレナーシップ専攻教授会は、当該専攻を担当する専任の教授、准教授及び講師並びに副学長（アントレプレナーシップ専攻の専任教員から、引き続き副学長になった者に限る。）をもって構成する。

4 専攻教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教育課程の編成

(4) 専攻担当教員の採用人事及び大学院担当資格審査に関する教育研究業績の審査

(5) 教育研究組織の再編

5 専攻教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 専攻長の選任

(2) 現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻の両専攻並びに各専攻に係わる学則、規則の制定又は改廃

(3) 教員の教授能力向上のための組織的な取り組みに関すること

(4) 学生の懲戒及び除籍

- (5) 派遣留学規程に基づく学生の派遣
- (6) その他専攻の教育研究に関する事項
- 6 専攻教授会は、専攻長がこれを招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。
- 7 専攻教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 専攻教授会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 教員の採用人事に関する教育研究業績の審査についての議事は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の可をもって決する。
- 10 専攻教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第12章 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会

(アントレプレナーシップ専攻昇任教授会)

- 第17条 学校教育法第93条第1項に基づき、アントレプレナーシップ専攻の専任教員の昇任人事について審議するために、アントレプレナーシップ専攻昇任教授会を置く。
- 2 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会は、アントレプレナーシップ専攻の専任教員のうち、教授昇任にあつては教授をもって、准教授昇任にあつては教授及び准教授をもって構成する。
- 3 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) アントレプレナーシップ専攻の専任教員の昇任人事に関する教育研究業績の審査
- 4 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会は、専攻長がこれを招集しその議長となる。
- 5 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会の議事は、出席者の過半数の可をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 アントレプレナーシップ専攻昇任教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 学部・大学院合同教授会

(学部・大学院合同教授会)

- 第18条 学校教育法第93条第1項に基づき、商学部、大学院及び附属施設全体における教育研究に関する事項を審議するために、学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）を置く。
- 2 合同教授会は、副学長、本学の専任の教授、准教授、講師をもって構成する。
- 3 合同教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 教育課程の編成
 - (2) 保健管理センター、アドミッションセンター及びグローバル戦略推進センター(以下、次条において「センター」という。)の専任教員の採用人事に関する教育研究業績の審査
 - (3) 教育研究組織の再編

- 4 合同教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 将来構想に関すること
 - (2) 言語センター長、保健管理センター所長、情報総合センター長、グローバル戦略推進センター教育支援部門長、グローバル戦略推進センターグローバル教育部門長及びグローバル戦略推進センター産学官連携推進部門長並びに国際連携本部長の選任
 - (3) 本学の学部、大学院、附属施設全体に係わる規則の制定、改廃に関すること
 - (4) 中期目標についての意見に関すること（経営協議会に係る事項を除く。）
 - (5) 中期計画及び年度計画に関すること（経営協議会に係る事項を除く。）
 - (6) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関すること
 - (7) 教員の免職、懲戒に関すること（学長が必要と認めたもの）
 - (8) 教員の休職（心身の故障のため長期の休養を要する場合であって、主治医の診断書及び当該教員の同意書があるときを除く。）及び服務に関すること
 - (9) その他商学部、大学院、附属施設の全体に係わる教育研究に関する事項
- 5 合同教授会は、大学院商学研究科長がこれを招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求あるときはこれを招集しなければならない。
- 6 合同教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 合同教授会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 教員の採用人事に関する教育研究業績の審査についての議事は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の可をもって決する。
- 9 合同教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

第14章 学部・大学院合同昇任教授会

(学部・大学院合同昇任教授会)

第19条 学校教育法第93条第1項に基づき、センターの専任教員の昇任人事について審議するため、学部・大学院合同昇任教授会を置く。

- 2 学部・大学院合同昇任教授会は、副学長及び本学の専任の教員のうち、教授昇任にあつては副学長及び教授をもって、准教授昇任にあつては副学長、教授及び准教授をもって構成する。
- 3 学部・大学院合同昇任教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) センターの専任教員の昇任人事に関する教育研究業績の審査

- 4 学部・大学院合同昇任教授会は、大学院商学研究科長がこれを招集しその議長となる。
- 5 学部・大学院合同昇任教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 学部・大学院合同昇任教授会の議事は、出席者の過半数の可をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 学部・大学院合同昇任教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 大学改革推進室

第20条 本学に大学改革推進室を置く。

2 大学改革推進室に関する必要な事項は別に定める。

第16章 経営監査室

第21条 本学に経営監査室を置く。

2 経営監査室に経営監査室長を置く。

3 経営監査室長は、学長が指名する教員をもって充てる。

4 経営監査室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 経営監査室に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 事務

(事務)

第22条 この規程に係わる事務は、企画戦略課が行う。

第18章 雑則

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、本学の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 小樽商科大学学長選考規程（昭和48年11月28日制定）

(2) 小樽商科大学学科長規程（平成5年10月27日制定）

(3) 小樽商科大学教授会規則（昭和24年6月1日制定）及び小樽商科大学教授会規則に関する申合せ（平成11年11月1日制定）

(4) 小樽商科大学大学院研究科委員会規程（昭和46年4月1日制定）

(5) 小樽商科大学将来構想委員会規程（平成5年4月1日制定）

(6) 小樽商科大学人事関係委員会規程（昭和54年4月1日制定）及び小樽商科大学人事関係委員会細則（昭和54年4月1日制定）

(7) 小樽商科大学学科長会議規程（平成5年11月24日制定）

(8) 小樽商科大学大学院コース委員会議規程（平成5年4月1日制定）

(9) 小樽商科大学副学長に関する規程（平成13年4月1日制定）及び小樽商科大学副学長に関する規程の申合せ（平成13年4月1日制定）

(10) 小樽商科大学学長補佐室規程（平成10年5月27日制定）

3 削除

附 則

この規程は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の第11条第2項に基づき選任されたアントレプレナーシップ専攻長の任期は、この規程改正後の第11条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項、第9条第3項及び第11条第3項に掲げる規定は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項第2号に関する規定は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。